

## スマートライフ学会誌論文投稿規程

作成：2010年6月14日

改定：2011年12月3日

改定：2013年7月3日

改定：2014年9月20日

改定：2022年4月1日

スマートライフ学会誌編集委員会

1. スマートライフ学会誌(以下、本学会誌という)への論文の投稿は、本規程の定めるところによる。
2. 本学会誌へ投稿する論文原稿の筆頭著者は本学会会員(正会員、学生会員)とする。ただし、本学会誌編集委員会が承認または原稿執筆を依頼したものはこの限りでない。
3. 投稿された論文原稿が採録と判断された場合は本学会誌に掲載する。また、スマートライフ学会誌等のインターネット公開に関する規則第4条に従い、掲載された学会誌が発行されてから1年を経たものについては、原則としてインターネットでの一般公開とする。ただし、論文タイトル、著者名、概要、キーワードは掲載論文誌の発行と同時にインターネットでの一般公開とする。
4. 本学会誌には原著論文と総説論文があり、これらの論文種別やカテゴリに応じて次の条件を満たしているものとする。

### 4.1 原著論文

移動を伴う情報・通信に関する研究開発や技術応用、これに関連する利用行動・生活支援・教育利用・社会活動・各種サービス等についての基礎研究、応用研究、分析・評価、実践報告、技術提案、課題解析などで、執筆者による原著として豊かな内容を含むもので、他の学会誌等に未発表な成果であること。次のいずれかのカテゴリに該当すること。

分析・実証型研究： 人間特性やユーザインタフェース、システム、方法論などを対象とした基礎・基盤的研究および応用・評価的研究

開発・提案型研究： スマートライフシステムの開発や提案などシステムの企画・設計・開発における技術性や提案性に重点が置かれた研究

### 4.2 総説論文

移動を伴う情報・通信に関する研究開発や技術応用、これに関連する利用行動・生活支援・教育利用・社会活動・各種サービス等に関わるある特定の問題について最近の研究動向や研究成果を取り上げ、歴史的背景、重要性、進捗状況、今後の発展の方向性などを総合的に論述したもの。単に既存の研究を紹介するだけでなく、今後その研究分野の進展などに有用であること。著者の原著論文と同一であってはならないが、著者の業績を中心に述べることは差し支えない。

5. 論文原稿は、次の条件に適合するものでなければならない。

## スマートライフ学会誌論文投稿規程

- 5.1 論文原稿は、日本語または英語で、本「投稿規程」と「原稿執筆の手引き」に従って執筆・投稿されたものであること。
- 5.2 一般に公表されている他の刊行物に未投稿のものであること。この場合、「公表」とは販売または配布をいい、「刊行物」とは和文・欧文に関わらず、すべての出版物とする。ただし、以下のものは未投稿とみなす。
  - (1) 本学会が主催する集会事業において発行された前刷集等に掲載されたもの。
  - (2) 著者の所属する機関において発行する刊行物に、速報的抄録を投稿したもの（なお著者は論文投稿の際、参考資料としてその刊行物または該当部分を添付する）。
6. 論文原稿の受理日は、本学会に到着した日とする。内容の照会、短縮などを依頼された論文原稿については、本学会から依頼日より2ヶ月以内に著者の回答と論文原稿が返送されないときは、最初の受理日を無効とする。
7. 論文原稿の採録可否は、査読結果に基づいて本学会誌編集委員会が決定し、著者に通知する。本学会誌編集委員会は論文原稿について修正を求めることがある。不採録と判定された論文原稿についてはその理由も通知する。著者は判定に対して意見のある場合には、書面をもって申し出ることができる。
8. 採録可と判定された文原稿についても、本学会誌編集委員会から改善の依頼をすることがあるので、著者はその指示に従うものとする。その間、論文の掲載は保留される。
9. 本学会誌に掲載された論文の内容に関する責任は著者が負うものとする。
10. 論文1編の規定頁数は6頁以内とする。ただし、本学会誌編集委員会が必要と認めた場合は4頁を限度とし超過を認めることがある。
11. 著者は、投稿した論文原稿の掲載が決定した場合、掲載料(含む抜刷50部)として1件につき30,000円(ただし、6ページを超えた場合は2ページ毎に10,000円が加算される)を支払うものとする。
12. 著作権  
本学会誌に掲載された著作物の著作権は、スマートライフ学会著作権譲渡書により、本学会に帰属するものとする。掲載された著作物の転載については、「著者が所属する機関の図書館のWebサイトへの転載(機関リポジトリへの登録)」「著者のWebページへの転載」「他の出版物への転載」を書面にて願い出た場合は、原則的に異議を申し立てることはない。
13. 本規定は、本学会誌編集委員会において改定する場合がある。改定した場合には、できるだけ速やかにWebページ等を通じて公告する。